

指定障害福祉サービス事業者  
指定障害者支援施設  
指定一般相談支援事業者  
指定特定相談支援事業者 代表者 様

横浜市健康福祉局障害施策推進課長

## 業務管理体制の整備に関する報告書等の提出について（通知）

日頃から本市の障害福祉行政の推進に格段の御協力を賜り、深く感謝申し上げます。  
標記について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の3第1項及び第51条の32第1項の規定に基づき、以下のとおり書類の提出をお願いします。

### 1 対象事業者

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

※横浜市内でのみ障害福祉サービス・障害者支援施設・地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援の事業所を運営している法人が対象となります。

### 2 提出書類

「業務管理体制の整備に係る報告書」及びその添付書類

※報告書の様式（データ）は、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載しています。

※法人ごとに一部作成してください（事業所ごとに作成する必要はありません）。

※追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

障害福祉情報サービスかながわ > 書式ライブラリ > 2. 横浜市からのお知らせ > ⑥業務管理体制の整備に関するお知らせ（障害者総合支援法）  
(<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=2&id=83>)

### 3 提出期限

令和7年11月21日（金）《必着》

※メールに添付して提出ください。

### 4 提出先

[kf-r7shohoukoku@city.yokohama.lg.jp](mailto:kf-r7shohoukoku@city.yokohama.lg.jp)

※メール件名に「業務管理体制の整備に関する届出書」と記載してください。

担当：横浜市健康福祉局障害施策推進課

指定・システム担当

電話番号：045-671-3601

Eメール：[kf-r7shohoukoku@city.yokohama.lg.jp](mailto:kf-r7shohoukoku@city.yokohama.lg.jp)